

後期高齢者医療に係る 医療費通知の送付について

島根県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の被保険者のみなさまへ、医療費通知を送付することにしております。

送付対象者	被保険者全員
発送時期 (予定)	令和3年1月中旬 (令和元年11月～令和2年10月診療分)

確定申告の
医療費控除の手続きに
使用することができます。



- 令和2年11月～12月診療分の医療費や、医療費通知に記載されていない医療費がある場合は、ご自身で領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成して申告書に添付する必要がありますのでご注意ください。
- 療養費（柔道整復、あん摩マッサージ、はりきゅう）について、療養費通知を確定申告に使用される場合は、令和2年5月（令和元年10月～令和2年1月施術分）、9月（令和2年2月～令和2年5月施術分）送付分と令和3年1月（令和2年6月～9月施術分）送付予定分をあわせて使用してください。なお、令和2年10月～12月施術分については施術所が発行する領収書が必要です。
- 国民健康保険の方の医療費通知は、2月中旬に送付予定です。

【お問い合わせ先】西ノ島町役場 町民課 ☎6-0103

令和2年12月1日から

「あわび」・「なまこ」の採捕が

禁止されました！

◆概要◆

令和2年12月1日、改正漁業法の施行に伴い、あわび・なまこ及びしらすうなぎが特定水産動植物に指定され、漁協の組合員が漁業権に基づいて採捕する場合などを除いて、採捕が禁止されました。

また、違反した場合の罰則が大幅に強化され、最高で『3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金』が科せられます。

この罰金額は国内法における個人に対する罰金の最高額です。

◆お願い◆

特定水産動植物については、一般の方が漁業権者などから「少しくらい採っても良いよ」と言われて採捕した場合も違反となりますので注意してください。

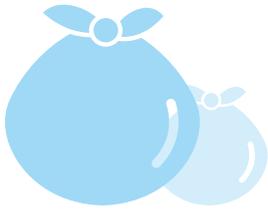
また、特定水産動植物以外の漁業権対象種（さざえ、わかめなど）についても、一般の方が採捕した場合の罰則が強化され、漁業権侵害として『100万円以下の罰金』が科せられる可能性があります。海には様々なルールがありますので、事前によく確認してからお出かけください。



◆お問い合わせ先◆

島根県隠岐支庁水産局水産課
電話08512-2-9669

ごみに関する お知らせとお願い



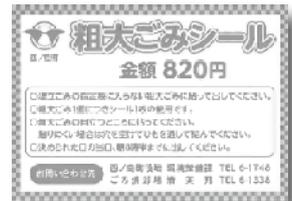
令和3年4月から

小型家電の回収は「埋立ごみ」で有料になります。

小型家電は、平成30年度から2020東京オリンピックのメダルプロジェクトの取組の一つとして無料回収を行ってきましたが、プロジェクト終了などにより令和3年3月末をもって無料回収を終了することとなりました。期間中は多くの小型家電を回収できました、ご協力いただき有難うございました。

令和3年4月1日からは、従来同様に埋立ごみ（有料）として収集することとなりますので、お間違いのないようお願いいたします。これに伴い、小型家電の出し方は次のとおりです。

- ◎ 小型家電が指定ごみ袋に入る場合は、指定ごみ袋を利用する。
- ◎ 小型家電が指定ごみ袋に入らない場合は、粗大ごみシールを貼る。（役場にて販売）
- ◎ 粗大ごみシールは、ごみ1つにつき1枚です。
- ◎ 直接搬入される場合は82円/10kgです。（指定ごみ袋、粗大ごみシールは不要）



指定ごみ袋に入れていない、粗大ごみシールが貼っていない小型家電がごみステーションに出されていても、収集は行いませんのでくれぐれもご注意ください。収集されず残されたごみは、周囲の方の迷惑にもなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

家電リサイクル対象製品は従来どおりリサイクル券を購入し、正しく搬出してください。



不法投棄は犯罪です。

先頃、林道脇の土地で不法投棄されているごみが複数の箇所で見られました。今回発見されたごみは、大量のペットボトルや漁具などが主なものです。

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で罰則が定められている犯罪行為であるほか、本町でも「飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」（通称：ポイ捨て禁止条例）で禁止すると定められています。

不法投棄をなくし、きれいな西ノ島町の自然環境を守るために、みなさまのご理解とご協力が欠かせません。人の目につきにくい場所に投棄されやすいため、土地の所有者の方は、禁止看板の設置や雑草をこまめに刈るなど、できるだけ不法投棄をさせない環境を作り、未然に防止を図っていただきますようお願いいたします。



ごみを出すときはルールを守って出しましょう！

最近、複数のごみステーションで指定ごみ袋に入っていないごみが入られている、収集日ではない日にごみが搬出されている、きちんと分別されていないごみなどが収集の際に度々見られるようになってきました。

ごみステーションに収集されないごみがあると不快に思われる方もいますので、周囲の方の迷惑にならないようお互いに気をつけてごみ出しをすることが大切です。

ごみステーションに入ったごみは収集業者の方が確認の上、清美苑に搬入され、その後分別等が行われて種別ごとに処理されています。

ごみの収集や処理にあたっては、全国的にも火災事故や内容物によっては収集の際にけがをするような事故も発生したりしていることから、ごみを出す方もルールを守って出していただくことが何よりも重要です。ごみは収集業者の方と処理をする業者の方がいることで、日常生活で出るごみを安定的に処理することができますので、ごみ出しの際には周囲の迷惑も考えてルールを守ってごみ出しをしていただきますよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ごみに関するお問い合わせ：ごみ焼却場「清美苑」6-1338 / 環境整備課 6-1748